

29. 5. 24
防 衛 省

沖縄等米軍基地問題議員懇談会
「2017年度第4回総会」
防衛省関係質問項目

1. 米政府会計検査院の連邦議会向け報告書について

- (1) 報告書において、滑走路長が短いことは機能上の欠陥であり、緊急事態に対処できないこと等が示されており、埋立理由が成り立っていないと考えられるがどうか。

(回答)

御指摘の報告書における記載は承知していますが、その内容の逐一について、政府としてコメントする立場にはありません。

その上で申し上げれば、普天間飛行場代替施設の滑走路長については、日米両政府で合意されているものです。

- (2) 普天間飛行場代替施設が完成して普天間飛行場が閉鎖された場合、普天間飛行場の機能のうち、有事の際の固定翼機の緊急着陸場という機能は、代替施設で担うことになるのか。それとも沖縄や日本国内において別の滑走路を探すことになるのか。

(回答)

普天間飛行場代替施設に移転するのは、これまで普天間飛行場が有してきた機能のうち、「オスプレイなどの運用機能」のみです。

普天間飛行場代替施設においては、現在の普天間飛行場の滑走路長に比べて大幅に短縮されていることから、大型の固定翼機の運用を前提としていません。

このため、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（平成25年）において、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」が普天間飛行場の返還条件とされておりますが、現時点で、この点について具体的に決まったものがあるわけではありません。

Q19 辺野古・大浦湾の自然環境について教えてください。

A

沖縄には、世界的にも貴重な亜熱帯島嶼(とうしょ)域の豊かな海と森があり、これらは私たちの誇るべき財産とすることができます。

その中でも、辺野古・大浦湾周辺の海は、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わせられています。

沖縄防衛局による環境影響評価の調査でも、この海域で絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認されているのです。

これは、人類共通のかけがえない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべき世界自然遺産として登録されている、知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島でそれぞれ確認されている、3千から5千という数を上回るものです。

この地域の自然環境の重要性は、沖縄県だけが主張していることではありません。日本生態学会をはじめとした19もの学会の共同声明でも指摘されていることなのです。

絶滅した生物を蘇らせたり、複雑な生態系を再構築する力は、残念ながら今の人類にはありません。



■日本の世界自然遺産登録地の生物種について

所在	名称	登録年	面積※1	生物種数※2
鹿児島県	屋久島	1993年	約10,700ha	約4,600種
青森県/秋田県	白神山地	1993年	約17,000ha	約2,900種
北海道	知床	2005年	約71,100ha	約4,200種
東京都	小笠原諸島	2011年	約7,900ha	約4,400種

※1 「日本の世界自然遺産ホームページ(環境省)」 ※2 各登録地の世界自然遺産管理計画

■辺野古・大浦湾の生物種について

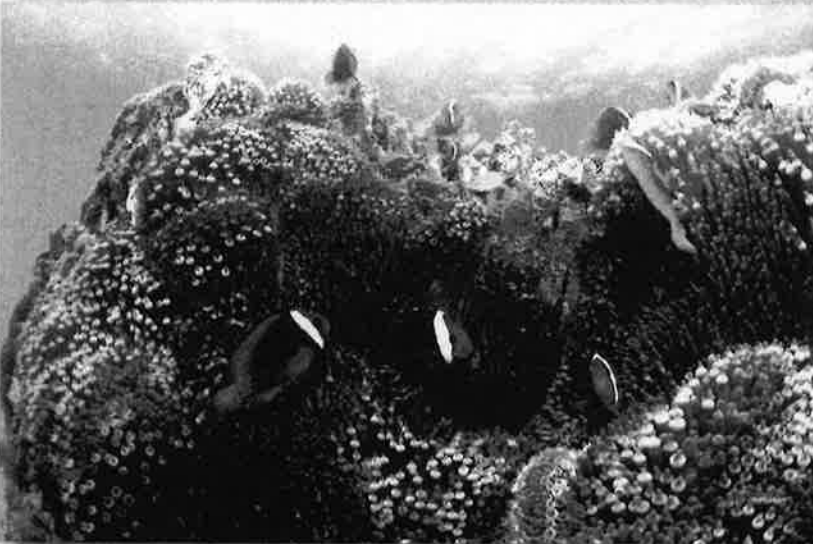
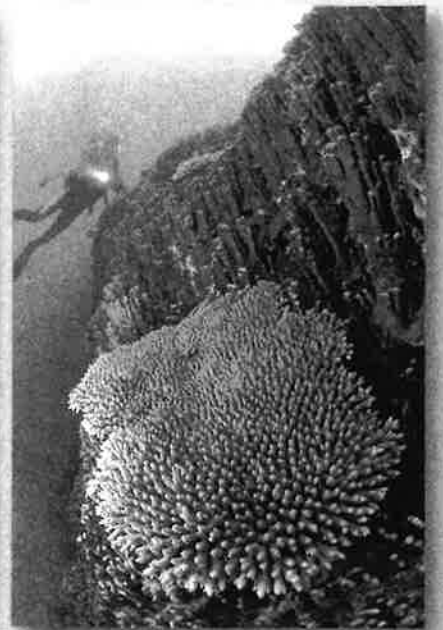
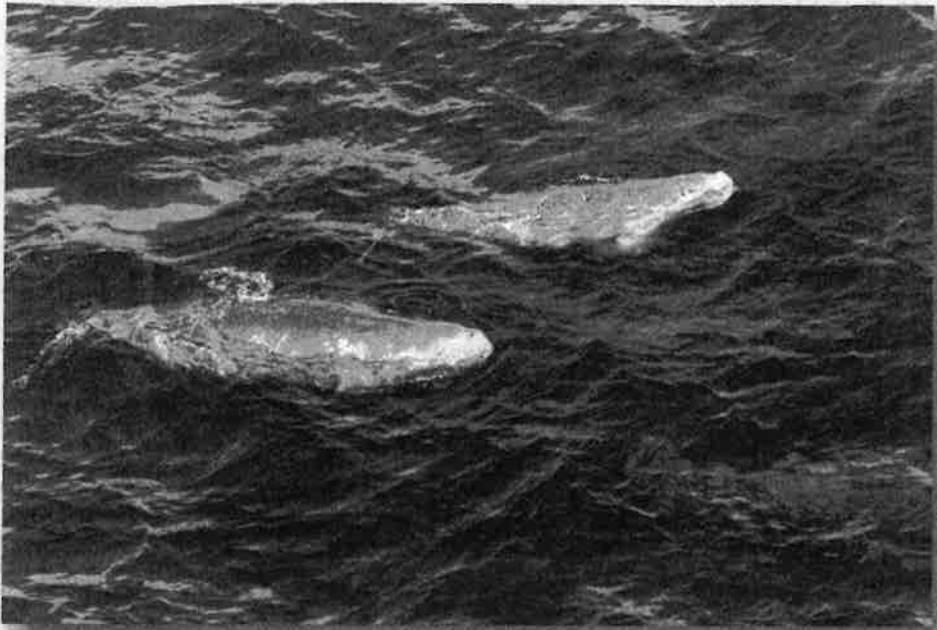
所在	名称	調査区域の面積 ※1	生物種数 ※2
沖縄県	辺野古・大浦湾	約3,600ha	5,806種

※1 沖縄防衛局が提出した願書の添付図書「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」で示された、海域生物の調査方法をもとに、沖縄県が概算したものである。

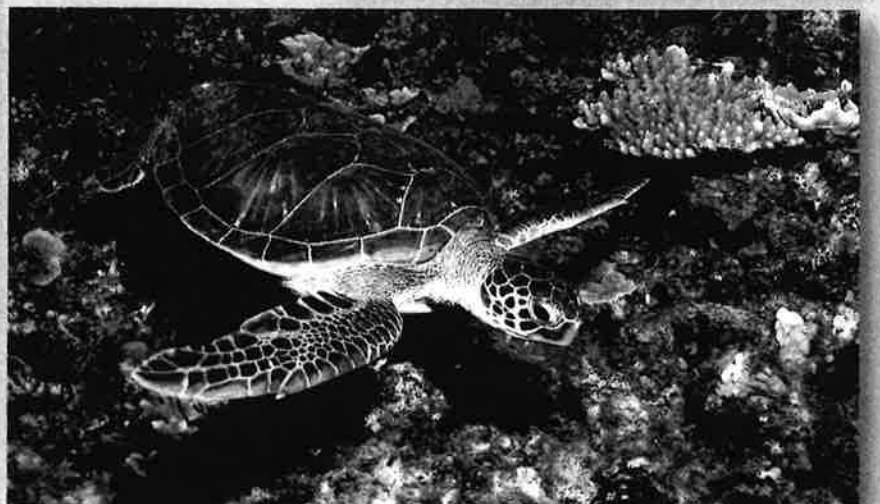
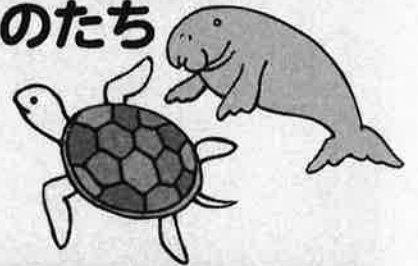
※2 図書P6-13-137

平成 29 年 6 月 2 日 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久

出席：沖縄県知事公室基地対策課作成 3-1



辺野古・大浦湾の 生きものたち



Q20

辺野古・大浦湾の5,800種以上の生物のうち、約1,300種は分類されていない生物であり、その多くは新種の可能性があるというのは本当ですか。

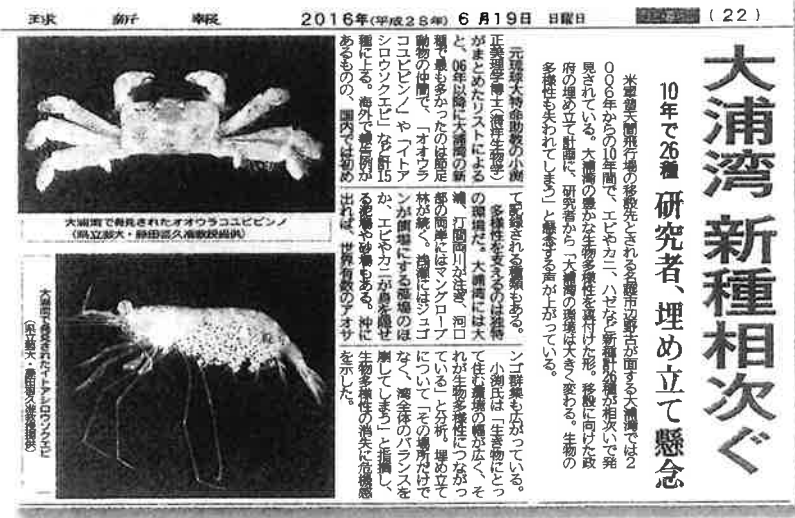
A

本当です。約1,300種のうち、種が同定されると多くは新種の可能性があります。

平成28年6月には、2006年からの10年間で、エビやカニ、ハゼなどの新種計26種が相次いで発見されていることが報道され、同年7月には、100年以上ぶりにダルマスナギンチャク属の新種が発見されたことが報道されており、貴重な生物の存在が次々と明らかになっています。今後、更に新種などの貴重な生物が確認される可能性も十分にあります。

国はそれらを学術的に調査することもなく、またそれらを保護する一切の措置を施すことなく工事を行おうとしています。

膨大な新種生物群が絶滅する危機に瀕し、貴重な生物資源が地球上から永遠に失われようとしているのです。



琉球新報(平成28年6月19日掲載)

辺野古の埋蔵文化財

辺野古新基地建設の工事区域とその周辺区域には、名護市教育委員会の調査で思原(うむいばる)遺跡、大又(うふまた)遺跡などの埋蔵文化財があることが分かっています。

平成28年7月には辺野古崎先端部分の陸域・海域を含む約37,600㎡を長崎兼久(ながさきかねく)遺物散布地という新たな埋蔵文化財包蔵地として県教育委員会が決定しています。

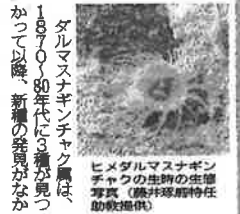
また、キャンプ・シュワブ内の各遺跡からは、弥生時代から平安時代にかけての土器、近世以降の陶磁器や礎石(いかりいし)といった遺物も発見されています。

これらの埋蔵文化財は沖縄の先人たちが残してきた財産であると同時に、地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であると言えます。



ヒメダルマスナギンチャク

大浦、金武湾で新種発見
 鹿児島大学国際環境教育研究センター専攻の藤井球磨特任助教と琉球大学理学部生物科学のシエームス・テイビス・ライマール准教授が、沖縄本島東海岸の大浦湾と金武湾で、ダルマスナギンチャク属の新種「ヒメダルマスナギンチャク」を発見し、論文を発表した。調査報告は10日発行の国際学術誌「ZooKeys」に掲載された。藤井特任助教にも「ヒメダルマスナギンチャク属の新種発見は100年以上ぶりで、非常に重要な発見だ」と評価されている。



ダルマスナギンチャク属の新種「ヒメダルマスナギンチャク」の生体写真(藤井球磨特任助教提供)

つた。今回発見されたヒメダルマスナギンチャクは現在、大浦湾と金武湾のみで生息が確認されている。ヒメダルマスナギンチャクは流れが緩やかな内湾の砂泥底で生息している。ダルマスナギンチャク属の中で最も小さい体を持つ。体長は約1.2〜1.4cm。足(部分)が細く伸びるのが特徴。藤井特任助教は「ヒメダルマスナギンチャクも赤土農業の流出、層層に多量の砂泥で流され、足が埋まり、足が変化してもネガティブな影響を受けやすい生物の可能性が高い。基礎環境に限らず埋め立てやダムからの多量の汚濁水の流入によって生息環境の悪化が危惧される」と指摘した。調査は2006〜14年に行われた。

産経ニュース

閉じる

2017.3.9 08:29

【安倍日誌】8日(水)

【午前】8時39分、公邸発。40分、官邸着。48分から9時4分、野上浩太郎官房副長官。53分、官邸発。55分、国会着。56分、参院議長応接室入る。57分、同室出る。参院本会議場入る。58分から10時、麻生太郎副総理兼財務相。1分、参院本会議開会。11時37分、参院本会議散会。参院本会議場出る。38分、国会発。40分、官邸着。

【午後】0時3分から33分、政府与党連絡会議。2時20分から50分、若手日報社の川村公司編集局長、河北新報社の鈴木素雄編集局長、福島民報社の早川正也編集局長、福島民友新聞社の菊池克彦編集局長によるインタビュー。4時5分から50分、奥田紀宏駐サウジアラビア大使、外務省の秋葉剛男外務審議官、上村司中東アフリカ局長。58分から5時35分、谷内正太郎国家安全保障局長、北村滋内閣情報官、石兼公博外務省総合外交政策局長、防衛省の前田哲衛政策局長、河野克俊統合幕僚長。36分から46分、和泉洋人首相補佐官、佐藤一雄水産庁長官、定塚誠法務省訟務局長、高橋憲一防衛省整備計画局長。6時31分、官邸発。32分、公邸着。自民党の竹下亘、公明党の大口善徳両国対委員長らと会食。7時50分、全員出る。

©2017 The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.

平成29年6月2日 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久
 出展：産経ニュース(2017.03. 09 付)



水産庁長官 殿

防整提第 2981 号
29.3.10

防衛省整備計画局長



沖縄県漁業調整規則第 39 条の解釈について (照会)

水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 第 4 条第 2 項の規定に基づき制定され、同条第 7 項の規定に基づく農林水産大臣の認可を受けた沖縄県漁業調整規則 (昭和 47 年沖縄県規則第 143 号) 第 39 条第 1 項に定める「漁業権の設定されている漁場内」の解釈について、別添 1 から別添 3 までのとおり沖縄県知事等と沖縄防衛局長との間でやり取りがなされたところ、下記のとおり解釈して支障ないか確認をしたいので、至急御回答下さるようお願いいたします。

記

沖縄県漁業調整規則第 39 条第 1 項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、当該漁業権が、法定の手続である漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 31 条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号) 第 50 条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第 22 条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても当該漁業権は消滅していることから、沖縄県漁業調整規則第 39 条第 1 項に定める「漁業権の設定されている漁場内」に当たらない。したがって、当該区域内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする場合には、同項に定める知事の許可を受ける必要はない。

- 添付書類 : 1 農水第 2338 号 (平成 29 年 2 月 3 日)
2 沖防第 609 号 (29.2.9)
3 農水第 2444 号 (平成 29 年 2 月 15 日)



平成 29 年 6 月 2 日 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久

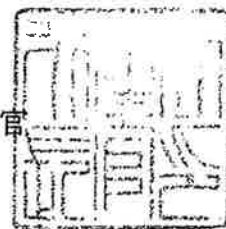
出展 : 水産庁作成資料 2-1



28水管第2332号
平成29年3月14日

防衛省整備計画局長殿

水産庁長官



29.3.10付け防整提第2981号で照会があった事項について以下のとおり回答する。

記

（
沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第39条第1項に対応している都道府県漁業調整規則例（平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知）第45条第1項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取（以下「岩礁破碎等」という。）を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の手続である漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第50条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、「漁業権の設定されている漁場内」に当たらず、岩礁破碎等を行うために許可を受ける必要はないと解される。

（
当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要があると考えている。

3 「埋立への同意」が、漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によつて一部消滅するのか。

4 埋立計画に対して、「共同漁業権の一部放棄」が、漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によつて一部消滅するのか。
右質問する。

二の三について

御指摘の「埋立への同意」は、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四条第三項第一号の同意を指すものと考えられるが、これにより直ちに共同漁業権が消滅するものではない。

二の四について

漁業権を変更しようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で「共同漁業権の

一部放棄」が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。